

一般社団法人 日本建築ドローン協会
建築ドローン技術評価業務手数料規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本建築ドローン協会（以下「協会」という。）が定めた建築ドローン技術評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する技術評価業務に係る技術評価手数料（以下「手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(手数料)

第2条 協会は、技術評価証明の依頼を引き受けたときは、申請区分に応じ、下表に示す手数料に消費税を加えた額を記載した請求書を申請者に対して発行する。

2 申請者が複数社の場合は、内容に応じ別途算定した額の請求書を申請者に対して発行する。ただし、申請者が複数社の場合であっても、複数社が共同で依頼技術を用いる体制である場合は、前項に掲げる手数料の額とする。

技術評価手数料一覧表

技術評価区分	技術内容	手数料（消費税別）	
		一般	日本建築ドローン協会 法人会員
新規	—	2,800,000円	2,300,000円
変更	技術内容に関わる変更	1,000,000円	800,000円
	軽微な変更 (会社名や技術名称の変更等)	150,000円	100,000円
更新	技術内容に関わる変更なし	600,000円	400,000円

(手数料の加算)

第3条 協会は、下表のいずれかに該当する場合は、右欄に定める「加算額」に消費税を加えた額の請求書を、前条の請求書とは別に申請者に対して発行する。

手数料の加算が発生する場合			加算額 (消費税別)
専門委員会の 開催回数	新規	専門委員会の開催回数が6回以上の場合	250,000円 (1開催ごと)
	変更	専門委員会の開催回数が3回以上の場合	
	更新	専門委員会の開催回数が2回以上の場合	
開発目標 の変更	開催目標の変更を行い、変更後の開発目標の項目数が増えた場合		第2条技術評価証明 手数料の差額 (変更後－変更前)
現場調査	現場調査等を行った場合 (東京から概ね50kmを超える場合に限る)		当該現地調査に 要した額
小冊子の印刷等	冊子の増刷等を行う場合		当該冊子の 増刷等に要した額
軽微変更の 小冊子作成	軽微な変更において、冊子の作成等を希望する場合		当該冊子作成等に 要した額

(その他の経費)

第4条 第2条の規定にかかわらず、協会は申請者と協議して必要となった経費について、請求することができる。

(手数料の減額)

第5条 技術評価業務が効率的に実施できると協会が判断した場合は、第2条及び第3条に掲げる金額を協会の判断により減額して適用することができるものとする。

(手数料の支払い)

第6条 技術評価手数料の払込は、技術評価の開始前に協会の指定する金融機関への振り込みによるものとする。

- 2 前項にかかわらず、申請者の要望により協会が認める場合は、別の払込方法によることができる。
- 3 前2項の払込に要する手数料は、申請者の負担とする。
- 4 領収書に貼付する収入印紙は、協会の負担とする。
- 5 現場調査等の旅費は、日本建築ドローン協会出張旅費規程(案)に従うこととする。

以上